

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年1月20日

【発行者の名称】 スウェーデン輸出信用銀行
(AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者 マグヌス・モンタン
(Magnus Montan - Chief Executive Officer)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 犬島 伸能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 犬島 伸能

【住所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
長島・大野・常松 法律事務所

【電話番号】 03-6889-7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

スウェーデン輸出信用銀行 2025年1月8日満期 期限前償還条項付 S&P500連動 米ドル建債券の売出しに関して、2021年12月22日に提出しました有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、発行総額、利率、利息額および計算代理人が決定されましたので、これらにつき訂正するため本訂正届出書を提出いたします。

【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 2 利息支払の方法
- 3 償還の方法

【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

<訂正前>

前略

(3) 券面総額	5,000万米ドル(予定)(注1)
----------	-------------------

中略

(5) 売出価格及びその総額	売出価格 額面金額の100.00%
	売出価格の総額 5,000万米ドル(予定)(注1)
(6) 利率	計算基礎額に対して、年(未定)% (年1.50~5.90%を仮条件とする。)(注1)(注2)

中略

(8) 売出期間	2022年1月24日から2022年1月28日まで(注11)
(9) 受渡期日	2022年1月31日(日本時間)(注11)

中略

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は5,000万米ドルの予定である。本債券の発行に関する未定および予定の条件は、需要状況を勘案した上で、2022年1月20日までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、著しく増減することがある。

(注2) 本債券の付利は、2022年1月31日(当日を含む。)から開始する。なお、最終的に決定される本債券の未定の利率は、上記の仮条件の範囲外となる場合がある。

中略

(注5) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム(以下「プログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サブルメント(以下「関連プライシング・サブルメント」という。)に基づき、2022年1月28日(以下「発行日」(注11)という。)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

中略

(注11) 一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日を概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。

(注12) 別段の記載のない限り、本書中の「円」は日本円を、「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する1998年5月3日のEU理事会規則No 974/98の第2条(その後の修正を含む。)に定義されているものを指す。

後略

<訂正後>

前略

(3) 券面総額	1,419万米ドル(注1)
----------	---------------

中略

(5) 売出価格及びその総額	売出価格	額面金額の100.00%
	売出価格の総額	1,419万米ドル
(6) 利率	計算基礎額に対して、年3.99%(注2)	

中略

(8) 売出期間	2022年1月24日から2022年1月28日まで
(9) 受渡期日	2022年1月31日(日本時間)

中略

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は1,419万米ドルである。

(注2) 本債券の付利は、2022年1月31日(当日を含む。)から開始する。

中略

(注5) 本債券は、スウェーデン輸出信用銀行の金額無制限継続債券発行プログラム(以下「プログラム」という。)および本債券に関するプライシング・サブルメント(以下「関連プライシング・サブルメント」という。)に基づき、2022年1月28日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

中略

訂正前の(注11)は削除しました。

(注11) 別段の記載のない限り、本書中の「円」は日本円を、「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する1998年5月3日のEU理事会規則No 974/98の第2条(その後の修正を含む。)に定義されているものを指す。

後略

2【利息支払の方法】

<訂正前>

各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年(未定)%の利率で、利息起算日である2022年1月31日(当日を含む。)からこれを付し、2022年4月8日をはじめとする毎年1月8日、4月8日、7月8日および10月8日(以下それぞれ「利払日」という。)の3か月毎に、利息起算日または直前の利払日(当日を含む。)から当該利払日(当日を含まない。)までの期間について、計算基礎額10,000米ドルの各本債券につき、初回利払日に(未定)米ドル、2回目以降の各利払日に(未定)米ドルが後払いされる。

後略

<訂正後>

各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年3.99%の利率で、利息起算日である2022年1月31日(当日を含む。)からこれを付し、2022年4月8日をはじめとする毎年1月8日、4月8日、7月8日および10月8日(以下それぞれ「利払日」という。)の3か月毎に、利息起算日または直前の利払日(当日を含む。)から当該利払日(当日を含まない。)までの期間について、計算基礎額10,000米ドルの各本債券につき、初回利払日に75.37米ドル、2回目以降の各利払日に99.75米ドルが後払いされる。

後略

3【償還の方法】

<訂正前>

(1) 満期における償還

中略

「計算代理人」とは、(未定)または正当に授權されたその承継者をいう。

後略

<訂正後>

(1) 満期における償還

中略

「計算代理人」とは、バンク・オブ・アメリカ・セキュリティーズ・ヨーロッパ・エス・エー
または正当に授權されたその承継者をいう。

後略